

選挙制度策定指針

1 選挙の必要性和選挙管理委員会

- (1) 個人会員制に切り替えた関係上、連盟の最高意思決定機関である総会への出席者として1万人を超える個人会員の出席は不可能であり、代表者（「代議員」という名称の正社員）を選ぶ必要がある。
- (2) 代議員選出にあたっては、選挙によることが最も民主的であり、選挙制度の策定が不可避となる。
- (3) 選挙の執行は、恣意的決定を避けるため、理事及び理事会の関与が法律上の禁止事項となっており、執行部と独立した選挙管理委員会を設置の上実施する必要がある。
- (4) 選挙管理委員会が、中立的立場から公平、公正な選挙を実施するとしても選挙の実施方法等についての骨格は、理事会で制定しておかないと実施は不可能であると思われるため、理事会において選挙制度を策定、整備し公表しておく。

2 選挙制度

- (1) 選挙は、特定の地域、団体あるいは職域に偏ることなく広く府下全体を俯瞰し、代表者にふさわしい代議員を選出しなければならない。
- (2) そのため府下全域からの選出と各居住地域からの選出の2方法を取りそれぞれ選挙区を設ける。
- (3) 府下全域を対象とする選挙区を「全域選挙区」とし、各居住地域を対象とする選挙区を「地域選挙区」とする。「地域選挙区」については現在活動している9普及委員会を基盤とし、9選挙区を設定する。
- (4) 現在の会員数から判断し、総会に出席することになる代議員数を選出するには、40～50人に1人の割合で選出することにより、代議員数約260人程度の規模となり妥当と思われる。
- (5) 選挙地域及び定数は、別表のとおりとする。
- (6) 選挙は、自主的立候補者から選ぶのが妥当と考えられるが、これだけでは、有為の人材が埋没する可能性も考えられるため、あらかじめ、地域、職域等において、人望があり、奉仕的精神に満ちた指導的立場にある有為な人材を登用する方策もあわせ検討し併用する必要がある。その方が自主的立候補者ばかりによる選挙より、むしろ、剣道連盟としての適正な運営のためには、妥当と考えられる。
- (7) そのため選挙区ごとに代議員推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を立ち上げ、選挙事務にあたりると共に有為の人材発掘とその推薦にあたる作業を任せる。

- (8) 「全域選挙区」の推薦委員会は、定数に見合う候補者を府下全域から選び、代議員推薦候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載の上、広く全会員に公表し、会員の信任を得た上で、選挙を行うことなく当選者と認定する。（会員の信任は、「地域選挙区」から提出された推薦候補者と共に一括して公表し、信を問う。）
- (9) 「地域選挙区」における推薦委員会は、各選挙区内の会員の自主的立候補をまって、選挙を行い、当選者を選ぶものとするが、この場合にあって推薦委員会は、定数に見合う候補者を選び、順位をつけて候補者名簿に登載しておく。
- (10) 推薦委員会は、推薦する候補者を候補者名簿に登載するに際し、あらかじめ本人に登載する旨の承諾及び選挙の結果次第で代議員に就任することになる旨の承諾を得ておくものとする。

3 選挙実施にあたって

- (1) 会員は誰でも選挙に立候補できるが、立候補の条件として、10人以上の推薦人の同意を要するものとする。
- (2) 推薦委員会は、立候補者がある場合、選挙管理委員会に報告し、その指示に従い選挙を実施するものとするが、立候補者が定員に満たない場合、選挙管理委員会は、選挙を行わず当該立候補者を当選者と認定するよう指示する。
- (3) 立候補者が定数を超える場合には、選挙を実施する。選挙の結果は、即日開票とし、得票順に定数までの立候補者を選び当選者と認定する。
- (4) 立候補者がいない場合又は当選者が定数に満たない場合、推薦委員会は、あらかじめ順位をつけて作成した候補者名簿に登載した推薦候補者から不足する定数まで順次選び当選者と認定する。
- (5) 代議員当選者の最終決定は、選挙管理委員会において、各選挙区から報告された認定当選者名簿（「全域選挙区」を含む）の全部を整理し、各選挙区の選挙実施が適正であったかどうかを確認した上で、当選者と確定する。
- (6) 選挙管理委員会は、前項の確定した候補者全員の氏名を公表し、会員の審査に付し、会員の信任の意思を確認した上で当選者と決定する。
- (7) 選挙管理委員会及び推薦委員会の任務は、当選者が決定されたとき終了するものとし、その時点で自動的に委員は、解任されるものとする。